

福岡県地域福祉活動職員連絡会会則

(名 称)

第1条 この会は、「福岡県地域福祉活動職員連絡会（以下、「地職連」と言う。）」と称する。

(事務局)

第2条 地職連の事務局は、会長選出のブロック内に置く。

(目 的)

第3条 地職連は、社会福祉協議会活動の発展に寄与するため、会員相互の資質向上を図るとともに、活動推進上の連携に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 地職連は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 研修活動
- (2) 研究活動
- (3) 情報交換活動
- (4) 機関誌の発行
- (5) その他必要と認められる活動

(会 員)

第5条 地職連の会員は、市町村社会福祉協議会の以下の職員をもって構成する。

- (1) 福祉活動専門員
- (2) 地域福祉活動コーディネーター
- (3) その他地域福祉活動を担当する職員

(役 員)

第6条 地職連には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名（幹事と兼任）
- (3) 幹 事 6～8名程度

（政令指定都市、福岡、両筑ブロックより各1名、筑豊ブロックは2名、一般公募枠・推薦2名程度、なおブロック構成は別表のとおりとする）

- (4) 監 事 2名

- 2 会長は、全会員の中から自薦若しくは会員の互選によって選出され、総会において選任する。
- 3 副会長は、幹事の中から互選により選出する。
- 4 幹事は、各ブロック及び一般公募並びに推薦によって選出され、総会において選任する。
- 5 監事は、会長が選出されたブロックから選出し、役員会において選任する。
- 6 会計担当者は、原則会長所属ブロックの幹事が担う。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会において、次期役員が選任された時までとする。但し、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、年1回以上開催し、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 役員選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他

(委員会)

第9条 地職連には、必要に応じて委員会を設置することが出来る。

(会計)

第10条 地職連の会計は、会費、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 地職連の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

附 則

この会則は、昭和46年3月31日から施行する。

この会則は、昭和54年5月15日から施行する。

この会則は、平成2年11月22日から施行する。

この会則は、平成8年5月15日から施行する。

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

この会則は、平成16年8月10日から施行する。

この会則は、平成18年6月15日から施行する。

この会則は、平成22年4月15日から施行する。

この会則は、平成24年4月10日から施行する。

この会則は、平成28年5月13日から施行する。

この会則は、平成29年5月19日から施行する。

この会則は、令和4年5月20日から施行する。

別表（第6条関係）順不同

政令指定都市ブロック	福岡市、北九州市
福岡ブロック	春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、宗像市、福津市、古賀市、糸島市、粕屋町、宇美町、須恵町、久山町、新宮町、篠栗町、志免町
両筑ブロック	うきは市、小郡市、朝倉市、筑前町、大刀洗町、東峰村
筑後ブロック	久留米市、八女市、筑後市、柳川市、大牟田市、みやま市、大川市、広川町、大木町
筑豊ブロック	行橋市、豊前市、中間市、直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、田川市、苅田町、吉富町、上毛町、築上町、みやこ町、香春町、福智町、糸田町、大任町、川崎町、添田町、桂川町、芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町、鞍手町、小竹町、赤村